

第三者評価結果

事業所名：厚木市児童発達支援センター ひよこ園

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<p><コメント> 事業所では療育の基本の一つとして、子どもたちが自分の意思を伝達する手段を学ぶことを大切にしています。職員は、子どもの泣く、怒る、やりたくないなどの反応を尊重し、その要求を受け止めます。一方で、特に年度初めには子どもたちが落ち着かず、帰りたくない、療育の部屋に居たくないなどの要求があり、療育の提供をする目的とは相反する事態が生じます。また、子どもが他の児童に危害を加えそうな時など、身体を「拘束」せざるを得ない状況が生じることがあり、どうしたら子どもの気持ちを大切にしながら療育の流れに乗ってもらえるか、どうしたら「拘束」しないで済むかを考えます。療育のそれぞれの場面で、子どもたちが「主体的に動く」ことを尊重しながら、より適切な療育の方法や技術を模索し、話し合っ、子どもたちの意思を汲み取るための努力をしています。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
<p><コメント> 法人では、基本方針で利用者の人権擁護を謳い、具体的には職員ハンドブックで利用者の意見を聞くことや虐待防止の重要性について職員に周知しています。事業所では、運営規程に人権擁護、虐待防止に努めることを明記し、利用者家族に配布した上で説明をしています。身体拘束に関しては特に慎重に検討しながらサービスの提供をしています。例えば、重度の肢体不自由児が座位保持椅子を利用することについて、身体拘束に当たる行為として家族から行動制限をすることの同意書を受け、時間等を記録すると共に、ケース記録に記載しています。虐待等の権利侵害が生じた場合には、法人本部と市に対して報告をすることになってはいますが、その具体的な方法や再発防止策検討等の仕組みが文書で明確にされていません。人権擁護の取組を事業所としてマニュアル化することで、職員への更なる周知、的確な対応に繋がることを期待されます。</p>	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント> 提供する療育で大切にしていることは、「楽しい」「できた」「わかった」を見つけていくことと、パンフレットで知らせています。事業所では、利用児の意思の発現を促し、主体性を引き出す療育を基本としており、自律・自立を目指した療育目標を一人ひとりの児童の到達度を確認しながら立てています。日々の療育では、日常生活、認知、粗大運動、微細運動、コミュニケーション等の項目を詳細にチェックし、子ども一人ひとりの目標に向けて、それぞれの「できた」を目指した訓練を楽しく提供しています。例えば、食事については、食前の手洗い、食具の使用の状況、一定時間の着席、咀嚼等に関しどの程度できているか、何を目標にするか、支援内容をどうするか等を日々の療育の中で検討しています。保護者には、療育手帳の説明や就学に向けての学童保育の状況など、情報提供を行っています。</p>	
【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p><コメント> 毎日利用している児童の約半数、週1回利用の児童の10%あるいは20%が、言語によるコミュニケーションの困難な児童です。職員は、児童の視線や行動など全体的様子を見てその子の気持ちを受け止め、本人が何かを発信するのを促し、引き出します。これを繰り返すことで、子ども達はもっと発信してくることを考え、受け止めることを大切にしています。実際のコミュニケーションの手立てとしては、実体験の積み重ねが大事と考えており、例えば時間を伝える時には、タイマーの針を見せることで理解に繋げています。また、絵やカード、写真を使って伝えたいことを示すことができるよう、意思伝達手段として視覚化したものを活用しています。大小の区別を伝える時には絵を使い、おもちゃはカードを見せて子どもが実際のおもちゃを選択するなど、言語に限らないコミュニケーションの工夫をしています。</p>	

<p>【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 支援は、基本的に保護者の意向や意思を尊重して行っています。保護者からの相談は、定期的に行う個別面談や年2回の懇談会以外にも、随時受け付けています。意見はみんなの声ボックスを利用することも可能です。保護者からの相談について、内容を個別支援計画に反映させる必要がある場合は、児童の家庭での生活の状況をしっかりと聞き取り、事業所での療育の様子、作業療法士などの専門職の意見も参考にして総合的にアセスメントをすると共に、保護者に必要な情報を提供し、最終的には保護者の承諾の上で行っています。また、必要に応じて市の担当課や児童相談所と連携を図りながら調整をし、他の支援機関を利用している児童の場合は、その機関との連携も大切にしています。</p>	
<p>【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 個別支援計画は、児童の生活状況や身体機能、認知の状況等細かく到達度をチェックし、目標をステップバイステップで設定しています。療育の内容は、クラスごとに毎月計画し、例えば「ちぎり遊び」「段ボールで遊ぼう」などをメニューとして提供していますが、実際の療育においては、同じメニューでも、児童の興味関心や好みを反映しつつ、個別支援計画に基づいた個別の課題に取り組む支援を行っています。見守りだけの子、見本を示す必要のある子、手伝いの必要な子など、それぞれのレベルに合わせた作業や動きを、マンネリにならないよう工夫して、参加を促しています。保護者に対する情報提供について、療育手帳のことや学童保育に関する情報など、事業所では限られた情報しか行えていません。事業所として、余暇活動をはじめとする幅広い日中活動の場や地域情報の提供など、療育の場以外での、広く子育て支援に繋がる使いやすい地域情報を蓄積していく必要があると考えています。</p>	
<p>【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 事業所では、法人の発達支援部会や県央地区の自閉症研修に積極的に参加し、専門知識の習得に努めています。利用している児童について、知的発達の状況は幅広く、重度の身体障がいのある児童、軽度の知的発達障がいでも行動面での困難がある児童など、個々の児童について個別支援計画の内容も把握し、理解をしながら療育にあたっています。子どもたちの状況は、バス送迎の関係で職員が一斉に時間を確保することができないため、クラス担当職員同士で活動終了後の清掃や記録をしながら情報の共有をしています。短時間勤務の非常勤職員は、朝出勤時に記録を確認し、児童の状況を把握します。行動に課題がある児童への対応について、安全を第一にと考えており、遊びの時間は刺激の少ない静かな環境を別に用意してそれぞれにおもちゃを用意する、他の児童と席を離すなどの配慮をし、危険な突起物には覆いをかけるなどして危険回避を図っています。</p>	
<p>A-2-(2) 日常的な生活支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 食事は業者委託となっており、給食業者と職員間で毎月給食会議を実施しています。食事提供にあたっては、アレルギー対応食やきざみ食などの食形態への配慮をしています。アレルギー食は、事故防止のため他の児童のトレイと色を替えて提供しています。その他、検食簿を活用し、味付けやメニュー、児童の好みについても職員が評価しています。移動にバギーを利用している児童には、安全で安心できる姿勢の確保と本人の負担軽減のため送迎バスの乗降は慣れた職員2名で対応し、ウォーカーによる歩行を理学療法士と連携して進めています。排泄は、療育の開始時と終了時にトイレ誘導をするほか、児童の様子を見ながら適宜対応しています。トイレそのものを理解すること、行く行かないの意思表示、便器での排泄、排泄前後の衣類の着脱、排泄後の手洗い、手拭きなど、児童のレベルに応じて自立を目標にした指導を提供しています。</p>	
<p>A-2-(3) 生活環境</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保育室では、事故防止のため窓枠やロッカーに容易に登れないように段ボール製のカバーを設置したり、キャビネットの角を緩衝材で覆うなどの対応をしています。昼寝用には衝立で区切ったスペースに布団やマットを敷き、子どもが安眠できる空間をつくっています。子どもが落ち着かない場合には、クールダウンができるように、集団から離れ、空いているプレイルームや保育室などで過ごしたり、保育室内を衝立で区切り、ビーズクッションなどを配置した閉じられた空間で過ごすなど、子どもの状態に応じた環境設定と活動を工夫しています。保育室やトイレについては、利用前後に次亜塩素酸ナトリウム溶液等で消毒を行い、清潔の保持に努めています。毎年実施する保護者アンケートでは「生活空間が本人に分かりやすく構造化されているか」、「清潔で心地よく過ごせる環境か」など生活環境に関する設問により利用者の意見を把握し、生活環境改善の契機としています。</p>	

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士による個別指導は家族と同室で行い、職員はフィードバックを受けて療育に生かしています。心理と言語、療法は全員がいずれかのクラスで訓練を行い、遊びを通して、コミュニケーション能力などを育てています。心理士は行動観察や発達検査などにより発達を把握し、家族から日常生活についての相談に応じ、具体的な対応方法を話し合っています。理学療法士は姿勢や歩行に困難ある児童を対象にし、個々の運動機能を評価し、訓練プログラムを行っています。家族には日常生活の問題に対する支援やホームエクササイズの指導も行っています。作業療法士は年中・年長児を対象とし、日常生活動作を評価したり、食具の使い方、着替え、書字やハサミの使い方など、上達につながる遊びを考えています。日常生活動作や家庭での遊び方など家族からの相談にも応じています。各訓練計画の定期的なモニタリングは未実施です。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>肢体不自由児のクラスには看護師を配置し、体調管理が必要な児童についてはバイタルチェックを行うなど、常時健康状態の把握に努めています。医療的ケア児については、医療機関から提供を受けた「診療情報提供書」にもとづき、喀痰吸引などの医療行為を行っています。保護者の希望に応じて看護師が添乗し、バスによる送迎を行っています。職員に対しては、看護師を中心に嘔吐処理の仕方やエピペン（食物アレルギーによるアナフィラキシーに対する緊急時の注射薬）の使い方などの実地研修を行っています。健康診断については、嘱託の内科医、歯科医が年2回ずつ、内科健診、歯科健診を行っています。今後、看護師等の専門性を生かし、定期的な健康相談など健康管理面で家族支援の一層の取組が期待されます。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>服薬の取り扱い「入園のしおり」で保護者に周知しています。原則として園で薬は取り扱わないこととしていますが、長期にわたる薬や、止むを得ない場合には「薬の連絡表」と、初回のみ「薬剤情報提供書」のコピーの提出を保護者に依頼しています。薬への記名、薬の受け渡し方など薬を持参する際の注意事項も明示しています。食物アレルギー児については、保護者から書面で提出された主治医の管理指導事項に基づき、献立づくりや除去食の提供を行っています。服薬やアレルギー疾患のある児童への給食提供については、個々に応じた実施手順を決め、支援中及び送迎時の緊急対応についても手続きを明確にしています。てんかん発作のある児童については送迎時の個別マニュアルを作成しています。医療的ケアは看護職員が対応しています。東京都北部医療センターの重症心身障害児支援や摂食に関する研修に看護職員を派遣しています。</p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>コロナ禍で中断をしていますが、通常は公園への散歩や、図書館に本を借りに行くなどの社会体験や、遠足などの行事を行っています。幼児への学習支援では、「文字に関心を持ってほしい」という保護者の希望も踏まえ、文字や数につながる前段階としての学習の基盤づくりを行っています。絵本を見て文字に触れたり、マッチング課題、プットイン課題などにも取り組んでいます。取組内容は、個別支援計画の個々の目標や発達に応じて、課題の内容や難易度を変えるなど、子どもたちが達成感や自己効力感を感じられるよう工夫しています。</p>	
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>地域生活支援においては、厚木市母子保健担当課、福祉総務課、療育相談センターまめの木、幼稚園、保育園、厚木市教育委員会などと連携を図り、乳幼児から就学まで一貫した支援体制の構築に努めています。「ひよこ園★家族教室」に卒園児の母親や自閉症児者親の会の方を招き、就学への不安に応え、小学校選択の一助となるよう家族支援を行っています。昨年度、保護者アンケートでも好評だったため、今年度も全講座6回のうち、2回を「先輩お母さんと話そう」とのテーマで実施する方針としました。「小学校ってどんなところ？」と題して卒園児の母親を招き、学校選択や現在の様子について話を聞いたり、「成人後の生活を聞いてみよう」と題して子どもが成人した保護者を招いて話を聞く予定です。また、園の相談支援担当者を講師とし、就学後の福祉サービスをテーマに放課後等デイサービス等の話をする回も予定しています。</p>	

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント> 連絡帳や電話、年2回の懇談会、毎月の「ひよこ園だより」の発信などで家族との連携に努めています。年3回の個別面談では、家族と目標を確認し、療育方針について担当と話し合う機会としています。特に配慮を要する家族への支援では電話や随時の面談によりきめ細かいサポートに努めています。心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士などの専門職による個別指導は家族と同室で行っています。家族から日常生活についての相談に応じ、専門的な見地から具体的な助言を行ったり、対応方法を話し合っています。また、理学療法士からは家庭でできるホームエクササイズを提案したり、作業療法士は食具の使い方、着替え、書字やハサミの使い方などの上達につながる遊びを考案し、助言を行うなど、家庭と連携・協力による支援を工夫しています。音楽療法についてはクラス単位で親子同室で行うことから、親同士のコミュニケーションの機会の提供にもつながっています。	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<コメント> クラス編成は、「毎日通園」と「並行通園（週1日）」の2タイプのクラスを設置しています。並行通園クラスは特性や課題に応じたクラス編成を行っています。3名の看護師を配置し、健康管理や医療的ケア児の支援体制を整えています。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理士、音楽療法士など専門職の配置により個別支援の充実も図っています。個別支援計画立案に向けたアセスメントでは、新たに「達成項目チェック表」を導入し、個別支援計画に連動させました。このチェック表では、食事、排泄、更衣、粗大運動、微細運動、認知概念、コミュニケーションなどの項目について、職員と保護者が達成状況をそれぞれチェックし、アセスメントの精度を高める工夫をしています。療育内容についてはTEACCHプログラムやスヌーズレン、ムーブメント療法、感覚統合などの理論や技法も活用し、質の高い発達支援を目指して様々な取組を工夫しています。	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	
<コメント> 就労支援施設ではないため評価外。	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	
<コメント> 就労支援施設ではないため評価外。	
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	
<コメント> 就労支援施設ではないため評価外。	